

## 資料 3-6 国選辩护人契約弁護士数・契約率の推移



(注1) いずれも4月1日現在

(注2) 契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

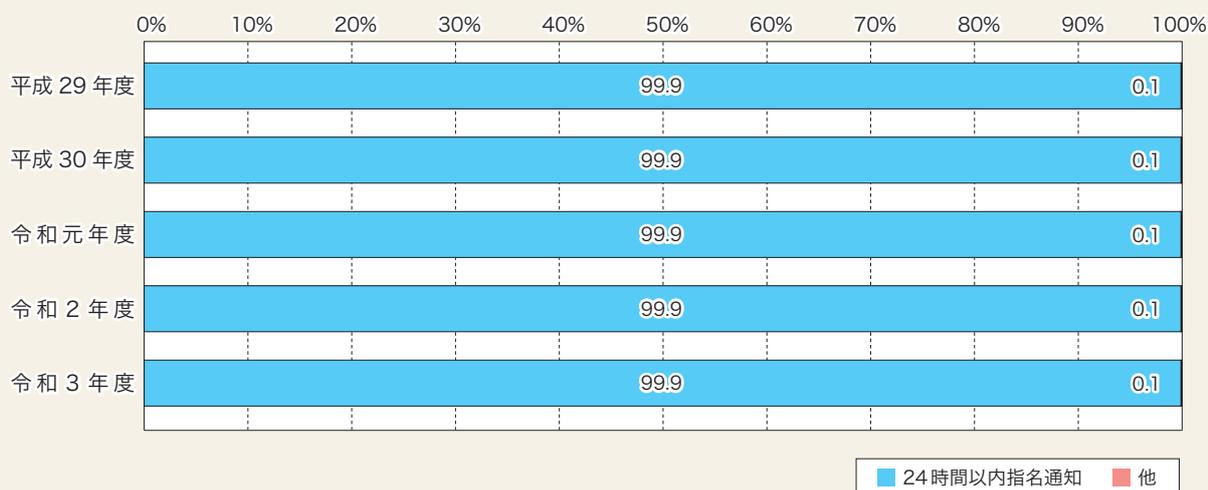
#### (4) 国選辩护人候補の指名通知

法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選辩护人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選辩护人契約弁護士の中から、国選辩护人の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、全ての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じ、被疑者国選弁護事件用名簿、被告人国選弁護事件用名簿等の名簿を調製している。

「遅滞のない指名通知」とは、具体的に、地方事務所において、裁判所との協議により、被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選弁護事件については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行う運用である。なお、被疑者国選弁護事件については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

裁判所から指名通知の請求があった被疑者国選弁護事件のうち、24時間以内に指名通知した割合は、平成22年以降、常に99.0%以上の高い割合を維持しており、令和3年度においては、99.9%と極めて高い割合となっている。

資料 3-7 被疑者国選弁護事件のうち 24 時間以内に指名をした割合



一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

令和3年4月から令和4年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護事件は72,308件、被告人国選弁護事件は46,594件（合計118,902件）であった。1か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護事件は約6,026件、被告人国選弁護事件は約3,883件（合計約9,909件）であり、前年度における1か月当たりの平均件数から被疑者は約313件、被告人は約290件減少した。

被疑者国選弁護事件については平成24年度以降緩やかな減少傾向にあったところ、平成30年6月1日から対象事件が全ての勾留事件に拡大したため、平成30年度から増加に転じたが、令和3年度は前年度より約4.9%減少した。被告人国選弁護事件については、平成21年度以降緩やかな減少傾向にあり、令和3年度は前年度より約7.0%減少した。